



鳥取県・鳥取労働局から県内企業の皆さまへの大切なお知らせです



令和8年10月3日(土)から
鳥取県の最低賃金は



1,030円→
60円アップ

1,090円になります！

最低賃金はパートやアルバイトを含む**すべての労働者**に適用されます。

- 最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保とともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

鳥取県・国では企業の賃金アップの取組を支援します。

(一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。)

県

持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金

物価高騰の長期化等による厳しい経営環境が続く中でも、一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小事業者の生産性向上、販路開拓、人材育成等にかかる費用の一部を支援します。



↑制度概要はこちら

補助金額 **収益力強化型** 最大 **500万円**

補助金額 **大規模成長投資型** 最大 **1,500万円**

補助要件

- ・令和6年10月以降の連続する3か月を比較して **3%** (大規模成長投資型は **5%**) 以上の賃金を引き上げること
- ・パートナーシップ構築宣言を行うこと 他

認定時期

収益力強化型：随時 大規模成長投資型：申請日の翌月の下旬(予定)

国

業務改善助成金

※1,090円未満の賃金は10月2日までに引上げが必要です。申請期限：令和8年10月2日(金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、設備投資等の費用の一部を助成します。



↑制度概要はこちら

事業場内最低賃金の
50円以上の引上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサル
ティング



引上げ人数及び賃上額により
助成率 **3/4 ~ 4/5**
助成額 **30 ~ 600万円**

※その他にも、「賃上げ」支援助成金パッケージとして、賃金引上げを支援する各種制度があります。

【最低賃金について】



鳥取労働局HP

R8.9月発行

【お問合せ先】

- 「最低賃金」について
厚生労働省 鳥取労働局 賃金室 ☎：0857-29-1705
- 「業務改善助成金」について
業務改善助成金コールセンター ☎：0120-366-440
- 「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」について
鳥取県商工労働部 企業支援課 ☎：0857-26-7988

賃金アップで
みんなの働く環境
改善へ♪

